

議会運営委員会

平成29年11月17日（金曜日）午前9時58分開会

出席委員（8名）

委員 長	吉 成 伸 一	副 委 員 長	相 馬 剛
委 員	森 本 彰 伸	委 員	佐 藤 一 則
委 員	大 野 恭 男	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	齋 藤 寿 一	委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	君 島 一 郎	副 議 長	山 本 はるひ
-----	---------	-------	---------

説明のための出席者

市 長	君 島 寛	副 市 長	片 桐 計 幸
総 務 部 長	伴 内 照 和	総 務 課 長	田 代 幸 士
総 務 課 長 補 佐	高 久 修	行 政 係 長	鈴 木 正 宏

出席議会事務局職員

事 務 局 長	石 塚 昌 章	議 事 課 長	増 田 健 造
議 事 課 長 補 佐 兼 議 事 調 査 係 長	福 田 博 昭	書 記 室	井 良 文
書 記	磯 昭 弘		

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員 長
 - ・ 議 長
 - ・ 市 長
3. 協 議 事 項

(1)第5回那須塩原市議会定例会の提出案件について

○市長提出案件	28件
・補正予算案件	5件
・条例案件	9件
・承認案件	1件
・その他の案件	8件
・報告案件	5件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件	1件
・会議規則の一部改正	1件

(即決案件)

(追加案件)

(2)議案に対する質疑・討論について

(3)会派代表質問(通告会派1会派)について

(4)市政一般質問(通告書16名)について

(5)請願・陳情等の取り扱いと委員会付託について

○新規に受理した請願・陳情等	2件(別紙請願・陳情等文書表)
----------------	-----------------

(6)会期及び会期日程について

○会期は、11月24日(金)から12月15日(金)までの22日間

○日程(別紙案)

4. その他

5. 閉会

開会 午前 9時58分

◎開会の宣告

○石塚事務局長 では、皆さん、おはようございます。

若干定刻に早いんですが、全員おそろいということもありますものですから、ただいまから議会運営委員会を始めさせていただきます。



◎挨拶

○石塚事務局長 初めに、吉成委員長よりご挨拶を申し上げます。お願いします。

○吉成委員長 じゃ、皆様、おはようございます。

12月議会前の議会運営委員会ということでお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

めっきりこのところ寒くなって、朝ちょっと出かけようかなと思ったら、きょうはもうフロントガラスががりなりに凍っているということで、かなり気温も下がってきているんだな、そんな気がします。

今週、我々議会のほうは、議会報告会を、第9回になりますけれども、既に5カ所、あと来週1カ所ということで、今回も6カ所、行う予定にしておりますけれども、これまで以上にさまざまな、今市民からご意見、そして要望等もお伺いしていますので、それらを議会報告委員会のほうで取りまとめをしていただいて、最終的には、幾つかの案件については、市長部局のほうに提出をさせていただく運びになると思います。

また、今週、議長、そして私と相馬副委員長とで、3つの議会が那須塩原市議会のほうに視察に来ましたので、対応をさせていただいております。

た。1カ所が宮城県の大崎市議会、そして秋田県の鹿角市議会、昨日は宮城県の登米市議会と、3市議会が、那須塩原市議会の議会運営並びに議会の改革についてということで視察に来ていただきました。さまざまな意見交換をしたんですが、逆に、当議会以上にその3議会は、さまざまな点で進んでいるなということも感じさせていただきました。那須塩原市議会としても、これからまた新たな議会改革に取り組んでいかなければいけないなという思いもしておりますので、また、委員の皆さんにはお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

12月議会前の議会運営委員会ということで、さまざま、これからこの後、説明があると思いますが、忌憚ないご意見をいただきながら、この会議、進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○石塚事務局長 続いて、君島議長からいただきます。よろしく願います。

○君島議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの吉成委員長のほうからも挨拶の中にもありましたとおり、日に日に寒くなっております。議員各位におかれましては体調に十分管理をしまして、市民の負託に correspond させていただきたいと、このように思っておりますのでございます。

また、12月の定例議会におきまして、この後、市長のほうからもあるかと思いますが、28件の議案の提出が予定されておきまして、議会からも1件ということで出ております。この辺につきまして、皆さんに12月議会が円滑に推進できますよう、ご協議のほうにいただきたいと思っております。

また、今回、議会運営委員会の皆さんのほうからご提案と申しますか、ご説明をしていただきました、質問質疑という形でしていただきまして、一般質問につきましては16人、会派代表質問につ

いては1人という形で出ておりますが、特に、現在のところ質問につきましては、議会運営委員会で説明があったとおりの質問のケースという形で出されておりますので、12月議会一般質問、会派代表質問につきましては、円滑に行われるのかなというふうに思っておりますので、改めまして御礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労さまです。

○石塚事務局長 続いて、君島市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○君島市長 改めまして、おはようございます。

気候の挨拶からお二人が始めましたので、那須の茶臼も大分白くなってまいりまして、相当やはり冬が足早に近づいているという状況でございます。また、市内のハンターマウンテンでは、もう既に雪を、スノーマシンが動き出したというふうなお話もあるようでございますけれども、風邪など引かぬようにご注意をいただきたい。

本日、平成29年第5回的那須塩原市議会定例会に係ります議会運営委員会の機会をいただきましてありがとうございます。

今回、市議会定例会にご提案を申し上げますのは、平成29年度の補正予算案件が5件、条例の制定及び一部改正案件が9件、契約の締結案件が1件、財産の取得案件が1件、指定管理者の指定案件が4件、一部事務組合規約の変更案件が1件、市道路線の認定及び廃止案件が1件、専決処分の承認及び報告案件が6件、合計28件でございます。

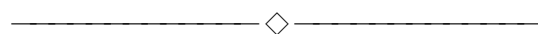
議案等の概要につきましては、この後、総務部長から説明をいたさせますので、いずれも大変重要な案件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたしますを申し上げます。

また、この期間、議会報告会を開催いただいております大変ご苦労さまでございます。いろいろなご意見があらうかと思っておりますけれども、私ど

ものほうと十分に、そういった中で協議もさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

また、質問の関係につきましては、議運の中でいろいろご調整をいただいているということでございました。これからも中身の濃いやりとりができるように、十分に我々も努力をしてみたいと考えておりますので、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○石塚事務局長 ありがとうございます。



◎協議事項

○石塚事務局長 では、早速、3の協議事項に入っております。これから先の進行につきましては、吉成委員長のほうでよろしくお願いいたします。

○吉成委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

まずは、(1)第5回那須塩原市議会定例会の提出案件についてを議題とします。

市長提出案件について、執行部より説明をお願いいたします。

総務部長。

○伴内総務部長 (市長提出案件について説明。)

○吉成委員長 今、総務部長のほうから説明をいただきました。

皆さんから質疑等がございましたら、お願いいたします。

多くのものが全協等で説明を受けていることもありますが、気がかりな点があればお願いしたいと思いますが、ございませんか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 質疑がないようですので、次に移らせていただきます。

それでは、即決案件はございますか。

総務部長。

○伴内総務部長 (即決案件について説明。)

○吉成委員長 ただいまの即決案件の説明に対して
質疑等ございましたらお願いをいたします。

[発言する人なし]

○吉成委員長 じゃ、1点、私のほうからよろしい
ですか。

市営駐車場条例の一部改正ということで、30年
1月4日、先が決まっていると、廃止と決まっ
ているということですが、これは今回、即決でや
っていただきたいということですが、どのぐ
らいの周知期間というのが、通常こういったもの
のときには設けられているのか把握されていま
すか。

○相馬副委員長 部長。

○伴内総務部長 一般的にどの程度ということの状
況把握ということでございますが、本来であれば、
やはり利用者に対する不便をかけないというこ
とで、少しでも長くとするというのが原則でござ
います。一般的にはやっぱり3カ月とか、そうい
った期間は必要になるかなとは思っておりますが、
今回の場合には、なかなか用地の調整とかいろ
いろありまして、こういった形になっております
が、できるだけ一月の中で十分調整をして周知
したいというふうに考えております。

○相馬副委員長 委員長。

○吉成委員長 そうすると本当に短い、1カ月弱
というふうになるわけですが、これがそんな
には利用者は今いないということで、この1カ
月でも十分だということになるのでしょうか。ち
よっと余り、即決の理由として、そこも改めて
聞いておきたいと思いますが。

○相馬副委員長 総務部長。

○伴内総務部長 利用者の状況については、大変申
しわけありません、細かな数値は把握しておりま

せんが、通常の利用状況、あの近辺を通行する際
に見ている中では、特定の方々が一般的に利用さ
れているというような状況かと思っております
ので、やはり1カ月程度の事前周知において、一
定の周知効果はあるかなというふうには考えて
おります。

○相馬副委員長 委員長。

○吉成委員長 じゃ、続いて、契約の締結につ
いての部分なんですけど、これも即決というこ
とで、東西連絡通路の撤去ということになって
いるんですけど、即決をしないと工事自体は
相当おくれしてしまうということになるん
ですか。

○相馬副委員長 総務部長。

○伴内総務部長 現地についてはおおむね御
案内だと思うんですが、今回予定してござ
います(仮称)駅前図書館については、現
在かかっている東西連絡橋との取り合
いで、どうしても支障が出てくる
というのは現状で、我々も理解している
ところでございます。どうしても構造物
が鉄骨造、また、JR線をまたぐとい
うことで、相当、利用者への周知も
含め、解体工事に当たっても、いわ
ゆる養生工事であるとか、いろい
ろな事前周知等も必要になります
ので、できるだけ早く取りかかるこ
とによって利用者の不便を少し
でも解消できれば、また、工事
への影響も少しでも解消できれ
ばということで即決をお願いし
たいという内容でございます。

○相馬副委員長 よろしいですか。

○吉成委員長 いいです。

○相馬副委員長 じゃ、進行、戻ります。

○吉成委員長 そのほか、皆さんからござ
いますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 それでは、質疑等がない
ようですので、議案の取り扱いにつ
いてお諮りをいたします。
ただいまの説明のありました条例の
一部改正案

件1件、契約の締結案件1件及び専決処分の承認案件1件、計3件につきましては、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議のないものと認め、そのように取り扱います。

また、即決案件3件と報告案件5件を除く20件の議案につきましては、各常任委員会並びに予算常任委員会へ付託することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議のないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加議案はございますか。

総務部長。

○伴内総務部長 (追加案件について説明。)

○吉成委員長 ただいまの追加案件の説明に対し、質疑等がございましたらお願いします。

副委員長。

○相馬副委員長 事故報告案件4件というような予定でございますが、そのほかにも事故というものはあるものなんでしょうか。

○吉成委員長 総務部長。

○伴内総務部長 そのほかというのは、先ほど申し上げた以外にということですか。

○相馬副委員長 はい。

○伴内総務部長 現在、和解等の調整を行っている案件で今回の4件につきましては、道路課関係で3件ほど予定がなされております。

こちらにつきましては、落石による車両への損害であるとか、あとは市道の管理不備によりまして相手方車両に損害を与えてしまった。それと、補修作業中に車を移動する際に、別の通行車両に接触をしてしまったというのが、現在、道路関係でございます。

それと、総務課関係なんですけど、ブリヂストン那須工場の中で火災が、ぼや的なものなんですけど、あった際に、消防団のほうで車両を出勤させたわけなんですけど、鎮火後引き上げる際に、バックをした際に別の車両と接触をしてしまったと。どうしても暗く、雨が降っているような状況だったものですから。一応、その案件が今のところ調整を進めているところでございます。

○吉成委員長 副委員長。

○相馬副委員長 それで、もう一件ですが、先ほど契約案件3件で、契約がなされた場合というふうなご説明だったと思うんですが、なされた場合となされなかった場合の差をお伺いします。

○吉成委員長 係長。

○鈴木行政係長 今回の契約案件につきましては、額から議会の議決案件ということになっております。今後、入札、執行部がするわけなんですけど、あくまで公の入札でございますので、場合によっては契約に至らないという可能性もないとは言えませんので、そういった意味で、なされた場合にはもちろん議決をいただいて工事に入る。契約がなされなかった場合には、再度、入札をかけるということになりますので、別の機会にまた議決をいただくような形になるかと。

以上でございます。

○吉成委員長 よろしいですか。

○相馬副委員長 はい。

○吉成委員長 じゃ、そのほかにもございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、質疑等がないようですので、追加議案の取り扱いについてお諮りをいたします。

ただいまの説明にありました追加案件7件が提出された場合は、即決扱いとすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予
定されているものはございますか。

課長。

○増田議事課長 (議会提出案件について説明。)

○吉成委員長 ただいまの議会提出案件の説明に
対し、質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 質疑等がないようですので、取
り扱いについてお諮りをいたします。

先ほど課長の説明にありましたとおり、那須塩
原市議会会議規則の一部改正については、開会初
日に上程し、即決扱いとすることで異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、議会で追加案件として予定されているも
のがありますか。

課長。

○増田議事課長 特にございません。

○吉成委員長 次に、(2)議案に対する質疑、討
論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑につきましては、先例
のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のと
おりといたしたいと思いますが、異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、(3)会派代表質問についてお諮りいたしま
す。

今回、1会派からの通告がございます。質問の
方法については、先例のとおり行うことで異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、(4)市政一般質問についてお諮りいたしま
す。

今回、16名の通告者がございます。質問の方法
については、先例のとおり行うことで異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのよう
に取り扱います。

(5)請願陳情等の取り扱いと委員会付託につい
てを議題といたします。

内容等について事務局より説明を願います。

課長。

○増田議事課長 (陳情について説明。)

○吉成委員長 説明が終わりました。

取り扱いについてお諮りいたします。

初めに、陳情第11号についてどのように取り扱
うか、ご意見をいただきたいと思ひます。

齋藤委員。

○齋藤委員 当然、道路関係でありますので、建設
経済常任委員会がいいかと思ひます。

○吉成委員長 そのほかにもございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、ほかにご意見がないよ
うですので、陳情第11号に関しましては建設経済常
任委員会付託ということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第12号についてどのように取り扱うか、ご意見をお伺いします。

森本委員。

○森本委員 こちらも建設経済常任委員会です。よろしいかと思えます。

○吉成委員長 そのほかにご意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 他に意見がないようですので、陳情第12号につきましては、建設経済常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、(6)会期及び会期日程についてを議題といたします。

別紙に日程(案)がありますので、事務局より説明願います。

課長。

○増田議事課長 (会期日程案について説明。)

○吉成委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会期につきましては別紙のとおり、11月24日金曜日から12月15日金曜日までの22日間とし、会派代表質問1名につきましては11月28日に、市政一般質問16人につきましては11月29、30、12月1日、4日にそれぞれ4名ずつとし、議案質疑は12月5日に行いたいと思えますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告の提出期限については、12月11日月曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、12月14日木曜日午前10時から予算常任委員会全体会、同日午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みおきいただければと思えます。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了といたします。

—————◇—————

◎その他

○吉成委員長 次に、4のその他に移ります。

執行部からその他について何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○吉成委員長 委員からはございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、この後、議会側でその他に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。大変にご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○吉成委員長 それでは、休憩前に戻り、会議を再開いたします。

まず、議会基本条例第11条の議決案件について、資料のとおり、執行部から1件の計画見直しの案件が出ておりますので、委員の皆さんで議決案件にするべきか、執行部要望のとおり報告案件とするか、決定をまいります。

それでは、子ども未来部の子ども・子育て支援事業計画の（子ども・子育て未来プラン）中間年見直しについて、初めに事務局より説明をお願いいたします。

課長。

○増田議事課長 （子ども・子育て支援事業計画について説明。）

○吉成委員長 今、説明をいただきました。

本来であれば、既にでき上がっている、我々もみんな配付されていますから、子ども・子育て支援事業計画、持ってきていれば明確に変更箇所を見ることは可能なんだろうが、ただいま説明のあったとおり、30年、31年度のみの変更だということではございました。

皆さんのほうから何か質疑ございますか。課長でするので、答えられる範囲は決まっていると思いますので、その点、考慮してお願いします。

特別ございませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 じゃ、私のほうから。

○相馬副委員長 それでは、委員長。

○吉成委員長 確認なんですけど、課長でお答えしていただければと思うんですけども、今回、内閣府のほうからの指示がなければ、特別、見直すということはなかったという理解でいいわけですか。

○相馬副委員長 議事課長。

○増田議事課長 内閣府の指示は平成26年に告示されておりますので、こちらがつくられましたのが平成27年3月ですので、計画を策定する前にこういった方針は示されているというふうに理解をしております。

○相馬副委員長 委員長。

○吉成委員長 ということは、うがった見方をすれば、この部分がひょっとすると欠落した中で計画を立てたという理解でよろしいですか。

○相馬副委員長 議事課長。

○増田議事課長 平成27年3月の時点では、変更前の見通しが、担当部局としては、数値目標として妥当だというふうに考えていたものだというふうに考えております。

○相馬副委員長 よろしいですか。

○吉成委員長 はい。

〔「一つよろしいですか、私のほうから」と言う人あり〕

○相馬副委員長 事務局長。

○石塚事務局長 つくったときにはかかわっていないんですけども、以前の担当ということで若干お話はさせてもらいたいと思うんですが、保育園の整備計画というのが別途ありますし、子ども・子育て施策、かなり国でも力を入れて最近取り組んでいるところでございますけれども、この計画というのは、そういった整備を進めていくに当たっての、ある意味、市町村の基本的な計画になるわけです。

計画そのものは大変重要な計画ではあるんですけども、今回、数字の一部見直しというのは、あくまで時点修正ということなんですけれども、毎年、毎年、保育の需要とか見込みとか、そういったものというのは、数字がご存じのように変わっていきます。そういった中で、あまりにも現状とかけ離れていくことになる場合には見直しを、本来であれば毎年数字は変わってきますので、そういう考え方を持たなきゃいけないと思うんですけども、これをやらなければいけないというのは、国、県と、いろんな整備をするに当たっての協議をするのにこれが必要になっていきますので、そのために計画の変更をするというふうに、私のほうでも、前担当としての認識をしているところでございます。

考え方としては、あくまで時点修正をやっ

くということで中間に一度やると、そんな考え方でいるものでございます。

○相馬副委員長 じゃ、委員長、進行戻ります。

○吉成委員長 ほかに委員の皆さんからご意見ございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 ないようですので、それでは、今回のこの案件につきましては、報告にすべきか、それとも議決にすべきか、ご意見をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。執行部側としては、報告でお願いしたいというふうな申し出がございまして。

鈴木委員。

○鈴木委員 今、局長のほうからも説明をいただいたということで、報告でよろしいんじゃないでしょうか。

○吉成委員長 そのほかにもございまして。

[発言する人なし]

○吉成委員長 ないようですので、それでは本件につきましては、報告案件にすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○吉成委員長 異議がございませんので、本件につきましては、報告案件にすることに決しました。

次に、議会基本条例の検証についてを議題といたします。

各会派から先週までに報告のあった意見につきましては、お手元に資料をお配りしております。各条文、前文、第1条から第10条までについて、条文ごとに1枚ないし2枚の資料となっております。これをどのように検証していくか、どのような形で進めていくか、考え方ですが。

その前に、事務局で取りまとめさせていただいておりますので、事務局から説明いただきたいと思っております。

じゃ、室井主査、お願いします。

○室井主査 (議会基本条例検証の段階及び管理評価について説明。)

○吉成委員長 ありがとうございます。

言うなれば2段階評価という形になっていますので、今、室井主査のほうから説明があったとおり、評価と管理の区別が非常にしにくかった。実際にやってみると。やってみたらわかった結果だと思っておりますが、ちょっとわかりにくかったなということで、今、改めて説明をいただいております。

ぱっと皆さん、前文から10条までちょっと開いて見ていただきたいと思うんですが、例えば、3条の議会の活動原則、第3条、「議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。」ということで、(1)から(4)まであるわけです。那須塩原クラブは一括して、この3条として、この(1)から(4)までが評価としてはBだったと。管理としてはAだったという評価を下したわけです。

それに対して、公明クラブであったり、志絆の会であったり、自民クラブ、フロンティアなすの、かがやきもそうですけれども、それぞれの項ごとに評価、管理を下したわけです。

ですから、ここでもちょっと評価の仕方の乖離が見られているので、ここも出した側としては反省点ではあるんです。最終的にはまとめなくてはいけないわけです。ですから、ちょっと違いがあるということで、これもまた次回までには、当然この後は11条から最終21条まで、また改めて検証作業を各会派でしていただかなければいけませんので、既にやったというところもあるかもしれませんが、これから改めて、次の条からは検証作業をやるという会派については、ここをまず最初に統一しておかないとまずいかなという気がするんですが、ちょっと皆さんからご意見いただきたい

と思うんです。

7条もそうです。7条にもちょっと違いが出ています。それから9条の市長等との関係も、やはり1項、2項、3項という形になっています。また10条についても同じです。(5)までありますので、それぞれやはりちょっと捉え方が違ってきます。

いかがでしょうか。

ないしは今後、1条ずつ、それぞれ皆さんのご意見を聞きながら検証作業を進めていく中で、それはやればいいんじゃないかということであれば、そのように取り扱いますし。

ただ、できれば、今後の11条から21条までについては、やはり同じような評価の仕方で統一していったほうが、実際にこの議運の中でまとめていくのも、まとめやすいかなと思うんです。

ちょっと気になるのは、この後の11条の関係なんですが、議決事件に関しては、当然(1)からやっぱりあるわけですけれども、ここが本議会におけるこの基本条例の骨子になる一つなものですから、ここは少し項立てで検証してもいいような気もするんです。その辺が非常に難しいことだなと思うんです。

こんなことを言うとなんなんですが、もう少し簡単に私はできるかなと思ったんですけれども、やはり実際にやってみると、かなり難しい作業だなということが、改めて、皆さんも多分感じたんじゃないかなと思うんです。やってみないとわからない部分というのがどうしても出てきますので、やりながら、検証として1番理想に近い検証をしていければと思うんです。最終的には外部の評価もいただくわけですから、外部の評価に耐え得るものには今後してまいりたいと思いますので、きょうは忌憚ないちょっと評価の仕方について、皆さんからご意見があったらお聞きしたいと思うんです。いかがでしょうか、

こんなところちょっと苦労したねというのあれば、お聞かせ願いたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員 やはり項がある部分については、会派では一括したので右側のほうに書いてしまったんですけれども、やはり最終的に一本化するに当たっては、10条まではどうするかより、今後、必ず出てきますので、やはりまとめやすいのには項ごとに一つ一つ評価していったほうが、それで一本化したほうが、後でまとめやすいのかと思います。

○吉成委員長 今、佐藤委員のほうからは、項があるところは項立てがいいだろうというお話でしたね。

中村委員。

○中村委員 今、佐藤委員が言われましたように、やはり、項ごとの評価はいいかもしれないと思いますので、私は賛成で。

○吉成委員長 今、中村委員のほうからも項立てでの検証したほうがいいんじゃないかというご意見いただきました。

そのほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、もう既に前文から10条までは検証をいただいていますので、これはもうこのまま取り扱うということで、11条からに関しましては、それぞれ各会派、項立てで検証のほうをやっていただくということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような取り扱いとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それで、今回このように検証作業をしていただいて出していただいたわけですが、この後では、じゃ、前文について、1条から、今回については10条までですけれども、これを当然、皆さんで意見を出し合いながら、統一した一つの検証結果を

見ていかなくちやいけないわけです。これがなかなか簡単そうで難しい部分ではあると思うんですが、ちょっと練習ということではないですけども、やってみたいと思うんですけども、前文の部分を見ていただくと、前文についていえば、まず、評価の部分を見ると、B、A、A、C、A、A、A、A、多数決でいくとAというふうな話にはなるわけですが、今度、管理を見てください。

管理のほうは、那須塩原クラブはイですけども、それ以外の会派については全てがウに、現状維持になっているんです。こういうものであれば、非常に意思統一というか、結果を出しやすいなと思うんですが、これが大きく変わった場合、それぞれやはりしっかりとした議論を重ねて、会派の中から出てきた検証結果、ご意見でしょうから、その辺もやっぱりかみ合わないはずかなという気もするんですが、その辺を今後どう進めていくかというのは、簡単そうで難しいと思うんですが。

例えば、以前の議会基本条例をつくる際に、この中では山本議員がずっと携わってきているから、間違いなく記憶にあると思うんですが、条だけで、一つ一つ出して、例を。そのほかに幾つかの例を出して、あのときは多分全部で4つの例だったと思うんです。その中で会派で練っていただいて上がってきて、それで今度、特別委員会の分科会のほうでさまざまな議論をやって、一つの1条何々ということで作くり上げていたわけです。ですから、本当に時間が実はかかっているんです。

検証も、そこまでやるかどうかはわからないにしても、結構、時間をかけないと難しい部分はあるのかなという気はするんです。その辺の運び方について、ちょっと皆さんからご意見をいただいて、実はきょうは今後の進め方を決めていきたいなと思うんです。いかがでしょうか。

森本委員。

○森本委員 私、これを見ていて感じたのは、評価のほうはA、B、C、Dとなっているのは理解しやすいんですけども、管理のほうなんですけれども、例えば、要検討、改善・拡充とあるんですけども、改善・拡充を要検討しているとかということがあったりとか、それと現状維持と先ほど言ったように完了は似ているというふうな話もあって、逆にエと書いてあるところ、ずっと見て1個もないんですよ。オもないですよ。エもオもないんですけども、オはもし本当に必要であるんだったら項目としてはあるべきなのかなと思うんですけども、エの完了というのは要らないのかなという気がするのと、そういう部分でちょっと管理という部分は難しかったです。

それと、先ほど委員長も言っていましたけれども、ウがたくさんだったら、管理についてはあったんですけども、例えば改善・拡充という意見があった場合に、改善・拡充をどういう部分にするのかという意見を聞くことによって、ウの人が、じゃ、それあったほうがいいよねと変わる可能性のある部分だと思うんです。結局、変えたほうがいいよという部分が、現状維持でいいというのは、それにもよると思うんですけども、改善・拡充という意見が出た場合には、何を改善・拡充するべきなのかということを考えてみると、それだったら改善・拡充したほうがいいよね、変わる必要があるというふうになってしまうので、その辺の管理のほうももうちょっとわかりやすくできないか。どうしたらいいかということは今、アイデアとしてあるわけではないですけども、やっぱり分かりにくいなという気がちょっとしています。

○吉成委員長 ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

実は、事務局とも打ち合わせをしてきているん

ですが、その中で、今回、管理という部分では、先ほど室井主査から説明をいただきましたけれども、それでもちょっとわかりにくい部分があるかなという気はするんです。

ですから、ここは、実際にはもうちょっとわかりやすい表現であったり、それから区分であったりということは、皆さんのご意見があれば、そこは改善は幾らでもできますので、変えていけばいいと思うんですが、ただ、評価として、やはり評価と管理という部分はあっていいと思うんです。そのこの区別をうまくつけられればなどは思います。

それから、言われたように、今後、これを前文であれば、議会運営委員会の検証結果として、当然出さなくちゃいけませんから、その際にはそれぞれの会派で考えは述べて、ここに出ていますけれども、加えて考えを述べていただきながら進めたいと思っています。

きょうはその前段で、どうすすめていくかというのをまず改めて決めさせていただければと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 私、難しかったんですけども、何が難しかったのか、この評価と管理なんですけれども、執行部が何か新しいことをやる時に、目標値が具体的にある事業とかありますよね。それに達成していなければ、管理で、今後、もうこれは市にとって必要ないとか、これはもうちょっと改善して、こうすればもっと市にとってサービスがよくなるんじゃないかという、管理と評価の仕方がわかりやすいんですけども、この条文の一つ一つの評価と管理というのは、内容なのか、我々にとって行動が条文に合っているのか、それとも条文自体を変えたほうがいいのかというところが、そこがよく評価、管理のところだけを見てつけるときに、ちょっとわかりにくかったので、そこも

ちょっと砕いてもらって、これをして、この条文を変えていくのか、それとも我々の活動を変えていくのか、どっちなのかというあたりを、私がかかっていないだけなのかもしれませんけれども、その辺をもうちょっと掘り下げていただきたいなというふうに思います。

○吉成委員長 ありがとうございます。

我々の、これまで代表質問だったり、一般質問の中で取り上げてきた人もいると思うんですけども、事業に対しては、執行部に関していえば、事務事業評価システムというのがあるから、あれはもうハード面での評価なんで非常にわかりやすいものなんですけれども、あの中でも実はこれに近いものがあると思っています。希少動植物の実態調査云々とか、そんなもの、評価内容で入っていたりすると、これはなかなか難しいと思います。ましてやこれは条例ですから、条例自体をこうやって評価して、管理までいこうということですから、簡単なはずはないと思うんです。

言われるように、そこを明確に評価と管理という部分が、まずは、我々が共有した理解をしていないとまずいというのは、そのとおりだと思います。

評価については、ここに書かれているとおり、ここの部分はそんな難しくないと思うんですよ。大方ここに、例えば前文の中でこれだけ文章がばつとあるわけですけども、この条例の最も基本をなすのは、この前文という部分ですから、この前文については、この基本条例の中では、おおむねきまきま、このあたりばつと書かれてくるわけですけども、7割程度は達成しているよねということであればBになるでしょうし、いや5割ぐらいかなといえればCになるでしょうし。そこはそんなに難しくはないと思うんですが、やっぱり管理の部分なんですよね。管理の部分をどういうふ

うに、やっぱり理解し、表現していくかという部分になってくるんだと思うんです。

先ほど室井主査の説明の中にあったと思うんですが、もうここの部分、完全に達成をしているということはもう完了というふうな表現の仕方になると思うんです。ここは全くやっていないし、実は必要ないかもしれないということになれば、これはオの条文自体の廃止ということにつながっていくと思いますし、それから、ここでアとイの部分だと思うんです。アとイの部分で、アは要検討として、イは改善・拡充というふうに書かれているわけですが、ここもやはり条文で見ただけだと思ってしまうんですが、条文を完全に見直しして変えていく、ないしは加筆する、つけ加えるということになれば、これはイの改善になってくるでしょうし。そういうふうな理解、完全に変えちゃうよ、中身や意味は同じ、意味合いとしては同じだけれども、この条文自体を完全に変えていくよということになれば、アの要検討というところに当てはまるということです。要検討というのをわかりやすく表現を変えるということも可能だと思うんですが、その辺もあわせてご意見いただければと。

森本委員。

○森本委員 この評価は、多分皆さん、評価している中で、条文に対して議会が達成できるかどうかの評価になっていると思うんですけれども、本来、条文の評価じゃないかなと一瞬思ったんです。その条文が適正な条文であるかどうかの評価というわけではないんですね。

○吉成委員長 それも含まれると思いますよ。

○森本委員 条文の評価が、議会はその条文を達成できているかどうかの評価だと、大分評価の仕方が変わってくると思うんです。議会は達成できていないけれども、この条文はすばらしいというん

であれば、この条文はAの評価になるという。

[「いいですか」と言う人あり]

○吉成委員長 はい、山本副議長。

○山本副議長 実は、きのう、おととい、全国市議会議長会の研修がちょうどこのことだったんです。芽室議長にもお会いしたりして、もう喧々諤々に話し合う。そのときに、議会基本条例というのは、議員さんが、期の長い人と、短い人がいるので、そもそもがこの基本条例の中身をどこまで理解しているかというところが一番の問題になっているところだったんです。

それで、先ほども言ったように、この3人はつくったときにずっとかわわっていたので、やっぱり理解度は高いというふうに、自分で言うのもおかしいんですが、あると思いますし、全く議員になったばかりの方は、この意味すらわからないというのもあると思うので、私は、やっぱりこういう基本条例は、条例というのはそんな簡単に直すものではないと思うんです。基本的原則に抜けているものを加えるとかというのはあっていいかもしれない。

なので、本当に評価と管理、書きにくくて、先ほど、要検討とか改善と書くと、条文も直すんだと言われてびっくりしたんですが、私もそういう意識は全然なく評価してたんなんです。そしたら、やり直さなきゃいけないわ、全部ウだわという感じになってしまったぐらいなんです。すみません、そういう理解だったんです。

きのう、おとといの話を聞いているときに、やっぱり検証というのは、大体がどのくらい理解しているかと、みんなにわかってもらうところからスタートするんだということなので、今回、初めてなので、あんまり変えるとか、要らないとかという議論よりも、実際に、皆さんでどういうところに足りないとか、どういうことをもっと強化

していくべきなのかというようなことを自由討議するとか、議論するとかいう場に少ししていくといいものになってくるんじゃないかな。

だから、余りA、Bとか、アとかイとかこだわると、この後、11条になったときに、とても大変になるかなというふうに思ったりします。

そういう実態の中で、第3者の人に見てもらわないと、自分で自分のことを評価するというのはなかなかしにくいなんて、そんな話が出ていました。

4年ごとにやるのがいいんだそうです。こういうものというのは、新しい人がなったときに、ローリングしていくみたいなのというふうに言ったんですが、うちはもう5年たっているのでやる時期なんですけど、余り固いことじゃなくて、足りないものを、それか、こうしたほうが良いと加えるものみたいなもの話し合いの場にしていってらどうなんだろうという感じなんです。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今この基本条例というのは、ちょっと調べてみると、1,700強の議会があるわけですけども、その中で、ことし7月現在で、800の議会で基本条例というのは制定されています。正確な数字は798ぐらいなんですけれども、約800の議会で基本条例は既に制定はされている、つくられている。じゃ、そのつくられたものに対して、検証作業はどのぐらいの議会で行っているかということ、そこはまだまだ少ないと思うんです。

要は、条例をつくったことで満足しちゃっている、その部分がすごくあるんだと思うんです。那須塩原市議会においては、平成27年に11条関係については多少の見直し、これは検証と言えるかどうかというのは、ちょっと全体じゃありませんので、そこまでの検証じゃなかったと。一度は、そういったところで改正はされてきた。

今回、5年を経過したところで、改めて全て検証してみようということですので、初めての、実際には作業なわけですよ。ですからさまざまな意見があつて当たり前だと思うし、それぞれの考え方も違うし、会派の中でも、それこそ那須塩原の場合には9いるわけですから、さまざまな意見が出てきているんでしょから、それらをまとめて出しているということを見ると、そこだけでも相当、皆さん、作業を、時間として費やしてきているわけです。集まって、この議運の中でまた改めてもんでいきたいと思いますということですから、こうじゃなきゃいけないというのは全くないと思うんです。やりながら方向性をつくっていくこともまた必要なかなという気もします。今、山本副議長のほうからいただいたご意見は非常に大切なとか、そういうふうにするばいいのかなと、私も今感じましたので。

ほかに、皆さんからご意見ございますか。

じゃ、佐藤委員。

○佐藤委員 今、副議長の説明のとおりで、我々、9人で検証したんですけども、先ほど事務局からの説明で、例えば管理であれば、アとイであれば、その条文に対してということじゃなくて、我々がこれに対してどうしているかということに対しての検証しかやっていませんので、条文に対しての検証というのは全く意識がなくて、先ほど説明受けましたら、管理については、アとイであれば、じゃ、その条文がどういうふうに改善するんだかというふうなニュアンスで受けとめたんですけども、私たちが那須塩原クラブで検証したら、そういうことは全く、条文に対しての検証ではなくて、条文に対して、議会としてどの程度できているかという検証しかしていませんので、ちょっと先ほどの説明からはずれているんじゃないかということで、その検証の仕方でも何をすることが明確

になっていないと、二本立てでやるんだから、その辺ははっきりしておかないと、検証の仕方、難しいですよ。

条文を変えるというのは、そういう意識でやったわけじゃないので、その辺、今後どういうふうにして検証を進めていくかということを明確にしておかないと、なかなか難しいんじゃないでしょうか。

○吉成委員長 ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木委員 基本的にこの前文と、それから目的というのが、ひとつ、こういうことをやりましようと言っていないんですよ。理念なんです。理念に対して評価したり、管理するんじゃないで、私は、これは全体としての評価、前文をするにも、私は似たようなものなので、これに対して議会がどれだけできているか。まだ道半ばなのでCという、私はそういう判断です。

それ以外の、一つ一つ、細かく具体的な行動が出ているものについては、できているか、できていないかということで、万が一、議会がこれやる上で、これいけないんじゃないか、これ合っていないんじゃないかというときに、条文のほうをあえて検討するというので、基本的にこの条文を、せっかくつくったものであるから、この一つ一つで我々の行動がきちんと、条文に伴っているかどうかの評価と、それから今後どうしていくかという考え方をしていくと、もうちょっとわかりやすい進め方になる気がいたします。

○吉成委員長 ありがとうございます。

例えば、我々、公明クラブでいうと、前文から目的、そして基本理念、これに対しては何らコメントは必要ないと。単純に評価と管理の部分ということでしたんです。3条から見ていると、これは本当に、今度は明確に活動ということなので、

評価も管理も加えていったということがございました。

私は自分勝手な考えで、そういうふうには皆さん、理解してくれたのかなと思って進めようと思ったんですが、やっぱりそれぞれの、これだけやっぱり意思統一が足らなかったという気が今、改めてしています。

じゃ、副委員長、どうぞ。

○相馬副委員長 先ほど、私の会派では佐藤委員が代表で申したとおりなんです、例えばこの前文については、ここに書いてあるとおり、政策立案を評価し、政策立案及び政策提言に行うものであるというふうに書いてありますが、今後、政策立案の機能を取り組む必要があるというのは、あくまでこちらの行動に対するもので、これがもし政策立案機能としてできないということであれば、この条文の「この政策立案及び」までは外すのか、そういう議論をここでやるんだらうというふうに思ったんですが、どちらに近づけるのか、あくまでも条文に近づけるのか、今後どうする……

議員になって最初に何をやるんだというのがわからないときに、この議会基本条例をいただいて、これが議員の行動するためのバイブルですというふうに、最初の新人議員研修のときにそういうふうに言われましたので、その条文のとおりやることなんだらうと思ったんですが、例えばこれはこういうことで、この条文については、じゃ、ここを削る、改善とかというのか、それとも、この政策立案を別な表現にかえるのかという、そういうことをここでやっていくんだらうかなと思ったんですが、この評価そのものは、条文に対して行動が伴っているかどうかという評価をまずしていく。それを、行動を変えていくのか、条文を変えるのかというのは、ここでやるのかなと思ったものですから、こういうふうなでき上がり方をして

いるということになっているんですね。

○吉成委員長 その考え方は、この評価からいけば正しいんだと思います。それはどういうことかという、最初にD評価を与えて、これこれこういうところが必要じゃないかと。だから、イコール管理の部分で、条文の一部加筆であったり変えたりというふうに流れていくというふうなつくりにしたつもりなので感覚としては、これに沿っているなと私は思うんですけども。

中村委員。

○中村委員 委員長が言われましたように、こういったものの意見もあるだろうし、ですからせっかくこれまで出していただいた、勉強して出していただいた。それを踏まえて、今、委員長の言いましたように、これはこうだからいいというものではなくて、今後、また分科会みたいな形をとって、そういった議論を今詰めていけば、今言ったように、条例文を変えるべきという意見が多かった場合にはどういう文言に入れるのかというものの、次の一手に入っていく場合もあるだろうし、政策立案をする場合にはどういう方向でしっかりと取り組んでいかなきゃいけないのかというの、この皆さんで議論した中で、今進めている参考人制度の中でしっかりと取り入れて、政策立案をしようという機運が今生まれてきているわけですから、そういった仕組みとか。あと議論が少ないというのは、議員間討議を皆さんでやって、これを決めていく中でも、一番、議員間討議が必要だと私は思っているの、意見交換、ただ、皆さん言うように、時間がかかるのは確かです。吉成委員長と、山本副議長と、私と、最初から原案をつくっていくときに、1条の前文でも、前文から散々迷っていますけれども、3条ごとに切って、毎日進んでいった。1日で3条ぐらしか進まないような感じで、文言を整理していったという経緯もあ

りますので、やはりしっかり議論していかないと、ただ、これを、せっかく出していたものを、じゃどう使うかというのは、次の一手の議論ではないかと、私は思っています。

これを集約してまとめていくのか、それとも評価としてはこういったもの、それぞれの考えがあったよというので外部評価を受けていくのか。また、中身をどう提案するかということで、それを一応少しまとめていただいて議論をする。そして、次の一手をどうするか、まとめていくのかという段階に私は来ているんじゃないかと思っておりますので、皆さんで議論しても、まとめていかないと、本当に1条、1条、かなり時間がかかったという経緯がございまして、じゃ、何のために直すのか、直さなくていいのか、それからどういうものをくっつけるか、そういったものを議論していけば、1日に本当に2条、2条ぐらいでみんな議論。じゃ、メンバーを絞ってやるかということになったり、いろいろ考えはあるかと思うので。

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 多分、この評価と管理というのが、結果として出てくるのではないかなと聞いていて思ったんです。最初に、やっぱり条文がダブっているようなところもありますよね。理念と実際の書いた部分が。そういうものを少し自由に、何がこの議会、ちょっと基本条例のどこに当てはまるかという、例えば前文というよりも1条、2条の中で、ここが足りないよね、ここがやっぱりやれていないよねみたいなものを、会派でも話し合いをして出していく。ともかくそれを出していくことによって、それが、じゃ、これは1条だね、これは2条だねと当てはまっていきますよね。例えば書いていないこともあるし、ここで聞いてまたふえることもあるし、それを出して、それこそ話し合いをする中で、おのずと評価と管理というの

は出てくるんじゃないでしょうか。

だから、ここのBにするか、Aにするかというよりも、実際の現状とどうしたいかというのを、少し、もうちょっと、余りこだわらないで出していただくというようなことをやって、最後は、実はこうやって達成しているよね、Aだね。じゃ、現状もうちょっとみんなでやっていこうよねとか、管理というのも条文を取りかえるというようなところに余り持っていない形でやって、どうしてもこの条文が変だねって結論がついたときに考えるぐらいのやり方をしないと、そうやったほうがまとめられるんじゃないですか。最後は、委員長と副委員長で、それを集約していくというようなことのほうがいいんじゃないですか。全部一緒にやれていく。

- 吉成委員長 他市議会のこの検証なんかを見た場合に、うちの場合には前文から21条まであるわけですけども、それを分けるんです。どういうふうに分けるかというのと、例えば、市民との情報公開と情報共有、じゃ、これは何条なのといった場合に、うちの場合は、私が勝手に分けたんですけども、3条、4条、8条、17条が市民への情報公開であったり、それから情報共有というふうになるなという。これから、多様な市民意見の把握、これ、誰が聞いてもすぐ思い出すのは、8条の議会報告会ですよね。そのほかに委員会なんかもちろん、他団体との意見交換やったりしますから、5条が入ってくる。7条は市民と議会の関係ですから、当然、市民の皆さんの意見を聞くというのと、そこに入る。そういうふうな条分けをするんです。
- そういう方法も実はいいかな。最初から。後段ではこういう方法で分けていこうということで、事務局との意見は一致はしているんですけども、初めからそういったことを示しながら、そこで今度は各1条、2条、3条というのを検証してもら

おうかというようなことも考えたんですが、まずは、とにかく1条ずつ、それぞれの会派で検証していただきたいということでスタートを切ったものですから、その辺の、どれが一番わかりやすいか、非常に難しいなというふうな思いはしています。

それから、このまま議論を進めていっても、多分、この繰り返しにずっとなっていくと思いますので、きょうはここまでの議論とさせていただきます。改めて、私と副委員長、それから事務局と、もう一回、今回出てきたもの、それからきょう、皆さんからいただいたご意見等を整理して、今後の、次の進め方というの、皆さんにお示しできるようにしていきたいと思います。

ただし、11条から21条に関しましては、先ほど言ったとおりに項立てで、まず検証は各会派でやってください。本来であれば、これは12月の議会中に、次11条から21条までの検証もやるという、当初、流れを考えていたんですが、今の状況は、当然そうはいきませんので、そこは余りこだわらずに、今後、検証を進めていきたいと思っておりますので、そのような流れにさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 吉成委員長 じゃ、そのような流れにさせていただきます。

じゃ、今、議長のほうからちょっとアドバイスがございました。今後、11条から、11条というのは議決事件に関する部分になるんです。これについては、ちょっと市長のほうから、ぜひ検討してくれというお話がありました。

議長のほうからお願いいたします。

- 君島議長 11条の関係で、市の計画が、全てが一応対象に現在のところではなっておりますね。今回、福祉関係で上がったものについても、目標

数値の変更ですけれども、出してきて、議会運営委員会のほうで一応報告でしていいかという伺いを立てている状況になっているものですから、市長のほうとしては根幹となる計画、全ての計画じゃなくて、根幹となるような計画、こういったものは当然議決はお願いしたいけれども、その末端のほうにいく計画については報告という形でやらせてもらえないかということで検討をお願いしたいということなんです。

ですから、大もとの計画があって、それに基づいて、下へついてきている計画までも現在は議決要件に入っていますけれども、ここまでは入れなくてもいいのではないのでしょうかということで検討をお願いしたいということです。

○吉成委員長 そういった市長のほうからの申し入れまではいっていませんけれども、検討の中で一応議題として上げてもらえないかということも私も伺っております。あくまでもそれを強制的にということではございませんので、そういったお話があったということで各会派で、会派の方には伝えていただきながら、11条検討については議論を深めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

じゃ、以上で議会基本条例の検証については、本日は終了とさせていただきます。

それでは、その他ということで、事務局のほうからお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、その他で何か皆さんからご意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 なければ、今後の予定ということで、議会の研修会について、福田補佐のほうから説明をお願いします。

○福田議事課長補佐兼議事調査係長 （議会采井委

員会の研修及び視察について。）

○磯主任 （議場モニターの見積もりについて。）



◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、長時間にわたっての慎重審議、大変にありがとうございました。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午前11時44分